

後期高齢者医療制度に加入の 被保険者の皆さんへ

後期高齢者医療被保険者証は、8月1日(土)に更新となることから、新しい保険証を7月中旬にお届けします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割または3割(課税所得145万円以上の被保険者が同一世帯にいる方)となります。このうち、負担割合が3割の方で、世帯における後期高齢者医療制度の被保険者の平成20年中の収入合計額が次の場合、申請により負担割合が1割となりますので、7月31日(金)までに保険年金課に申請してください。なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に被保険者が2人以上】

被保険者の収入合計額が520万円未満

【同じ世帯に被保険者が1人で、次のいずれかに該当】

- ① 被保険者本人の収入額が383万円未満
- ② ①に該当しない方で、70～74歳の方(後期高齢者医療制度の被保険者を除く)を含めた世帯の収入額が520万円未満

▶申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

国民健康保険に加入の高齢者の皆さんへ (70歳以上で後期高齢者医療制度に該当しない方)

国民健康保険高齢受給者証が8月1日(土)に更新となることから、新しい受給者証を7月中旬にお届けします。

医療機関などの窓口で支払う一部負担金の負担割合は、市民税の課税所得により1割(平成22年4月1日からは2割に変更予定)または3割(課税所得が145万円以上)となります。このうち負担割合が3割の方で次に該当する場合は、申請により負担割合が1割(平成22年4月1日からは2割に変更予定)となりますので、7月31日(金)までに保険年金課へ申請してください。

なお、8月以降の申請による負担割合の変更は、申請した月の翌月1日からの適用となります。

▶申請により負担割合が1割となる場合

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が1人】

平成20年中の収入額が383万円未満

【同じ世帯に70歳以上75歳未満の国保加入者が2人以上】

上記対象者の平成20年中の収入合計額が520万円未満

※平成21年8月から平成22年7月末日までの間で、同一世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行する方がいることで、現役並み所得者になった高齢者国保単身世帯の場合、後期高齢者医療制度に移行した特定同一世帯所属者(*)を含めた収入合計が520万円未満の方は、申請により「一般」の区分と同様となり、自己負担割合は1割(平成22年4月1日からは2割に変更予定)となります。

*後期高齢者医療制度の適用により、国民健康保険の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一の世帯に所属する方。

(世帯主の異動があった場合や喪失日から5年を経過した場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)

▶申請に必要なもの

- ・国民健康保険高齢受給者証
- ・確定申告書の写しなど収入が確認できる書類

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271・272・273)

後期高齢者医療制度の保険料の納付を 年金天引きから口座振替に変更できます

平成20年度に保険料軽減措置(均等割8.5割・所得割5割)の対象となり、平成20年10月以降の保険料の支払いがない方の平成21年度の保険料は、7月から9月までは口座振替または納付書で、10月以降は原則として年金からの天引きでの支払いとなります。ただし10月以降に口座振替での支払いを希望される方は、次のとおり申請してください。

なお、年金から天引きで支払う場合は、手続きの必要はありません。

▶口座振替への手続き方法

①市内にある金融機関の本・支店の預金通帳、②通帳の届出印、③後期高齢者医療被保険者証をお持ちのうえ、8月5日(水)までに保険年金課へお越しください。

※年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、10月以降も口座振替または納付書での支払いとなります。

▶注意事項

世帯主または配偶者などの口座からの支払いに変更した場合、その保険料は社会保険料控除として、口座振替で支払った方に適用されます。これにより、所得税額や住民税額が少なくなることがあります。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線226・227)

不登校児童・生徒適応指導教室 「ウイズ」の臨時職員を募集します

▶仕事内容 不登校状態にある市内の小・中学生に対する基礎学習の補充、スポーツ活動、体験学習のサポートなど

▶応募要件 22歳以上で次に該当する方

○中学校レベルの国語・数学・英語の基礎的な学習内容が教えられる方

○子どもと関わる経験または教育相談などの経験のある方

○将来教職を希望している方

▶勤務時間・時給

【常勤】午前8時30分～午後5時(7.5時間)、時給830円

【非常勤】勤務時間など要相談、時給830円

▶採用 書類審査と面接のうえ決定します。

▶応募・問い合わせ 教育研修センター

☎556-6458